

相良村公告第20号

相良村職員の給与・定員管理等を次のとおり公表する。

令和8年4月27日

相良村長 吉松 啓一

相良村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和6年度	人 3,961	千円 4,621,676	千円 112,558	千円 569,889	% 12.3	% 10.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

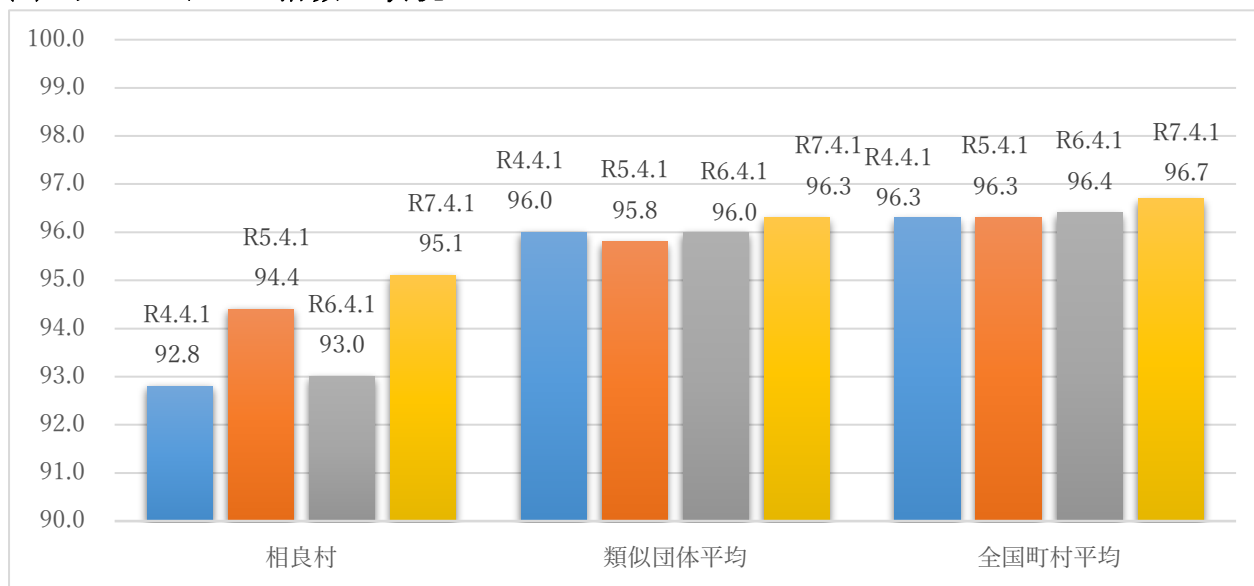
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	人 59	千円 214,285	千円 23,808	千円 86,939	千円 325,032	千円 5,509	千円 5,732

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため省略

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(実施(実施予定)時期、具体的な実施内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 0%			
(実施時期)			
(参考)			
	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	3%	3%	4%
相良村の支給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

(6)特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
相良村	39.2歳	309,600円	360,171円	327,775円
熊本県	42.6歳	333,192円	404,921円	358,648円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.3歳	312,088円	356,051円	342,249円

②技能労務職

該当なし

③教育職

該当なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		相 良 村	熊 本 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

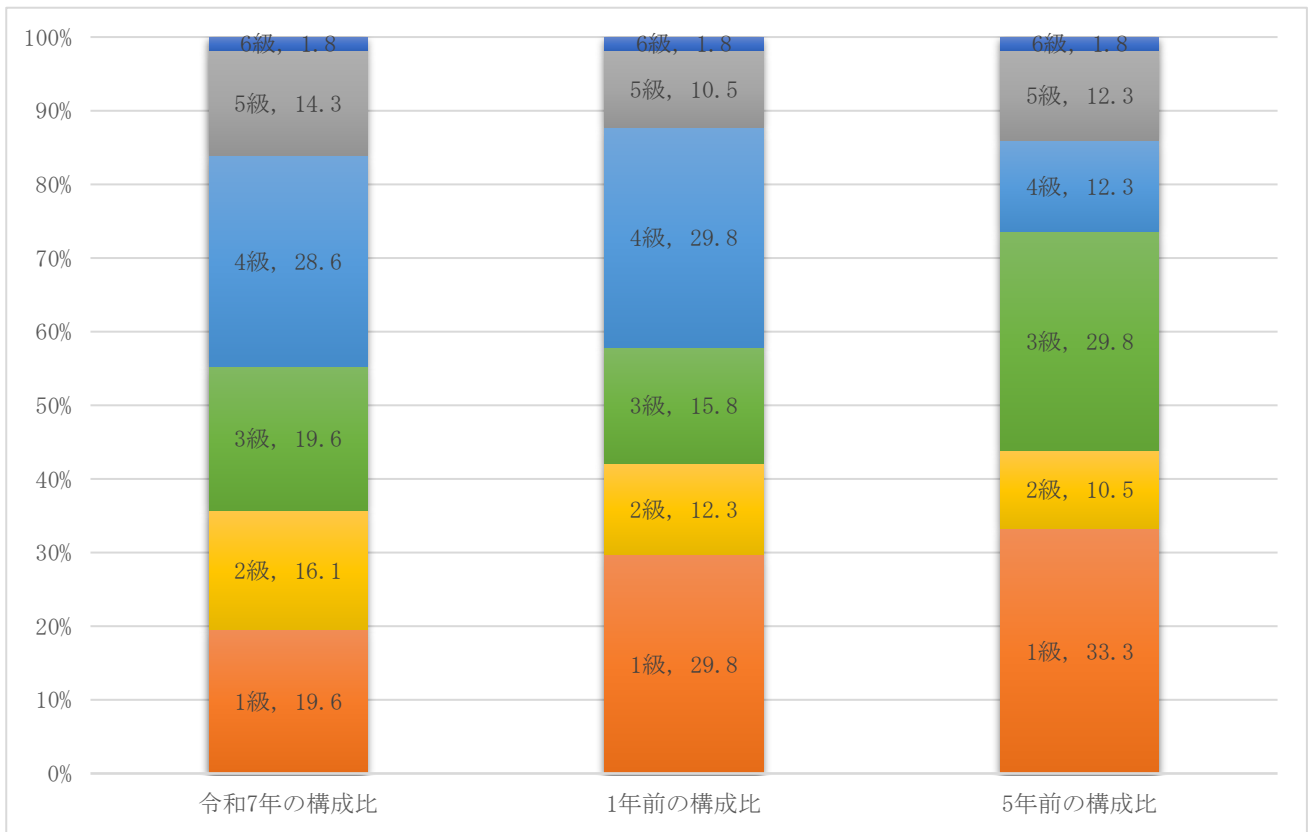
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	— 円	— 円	370,950円	393,500円
	高 校 卒	246,200円	— 円	— 円	374,050円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

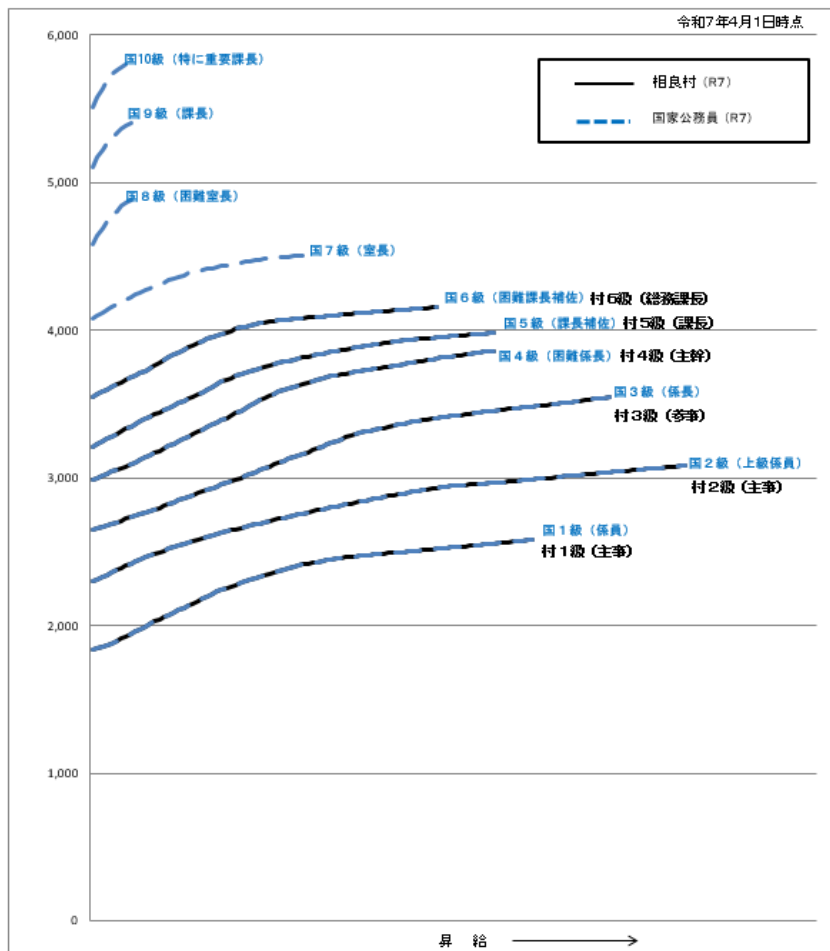
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事の職務	11人	19.6%	183,500円	258,100円
2 級	特に高度な知識経験を必要とする業務を行う主事の職務	9人	16.1%	230,000円	308,500円
3 級	係長、参事の職務	11人	19.6%	265,300円	354,700円
4 級	主幹の職務	16人	28.6%	298,800円	386,100円
5 級	課長、局長、室長の職務 (6級に掲げる職員を除く)	8人	14.3%	321,300円	398,200円
6 級	総務課長の職務	1人	1.8%	355,200円	415,700円

- (注) 1 相良村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（相良村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分		○		○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

相良村	熊本県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,497千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,860千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15% 管理職加算 10～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（相良村）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率		○		○
標準、下位の成績率				○
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

相 良 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
調整率	83.7/100		調整率	83.7/100	
その他の加算措置 (退職時特別昇給 なし)			その他の加算措置 定年前早期退職測例措置 (割増率 2~45%)		
1人当たり 平均支給額 6,880千円			-		

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する 支給単価
税務手当	税務課	税徴収及び滞納処分	0千円	日額400円
防疫作業手当	保健福祉課	感染予防及び救護	0千円	日額300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	8,740千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	153千円
支給実績（令和5年度決算）	9,424千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	157千円

- (注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和7年4月1日現在）

支給なし

(7) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 扶養親族(子)1人につき 11,500円 扶養親族たる子のうち16歳～22歳までは5000円×数を加算 その他の扶養親族1人につき 6,500円	同じ		7,218千円	300,750円
住居手当	借家家賃27,000円以下の場合 (家賃月額-16,000円) 家賃27,000円を超える場合 (家賃月額-27,000円)×1/2 +11,000円 ただし、その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円	同じ		3,018千円	274,400円
通勤手当	自動車使用距離片道 5Km未満 2,000円 5Km～10Km 4,200円 10Km～15Km 7,100円 15Km～20Km 10,000円 20Km～25Km 12,900円 25Km～30Km 15,800円 30Km～35Km 18,700円 35Km～40Km 21,600円 40Km～45Km 24,400円 45Km～50Km 26,200円 50Km～55Km 28,000円 55Km～60Km 29,800円 60Km以上 31,600円	同じ		2,369千円	50,396円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60Km)を満たす職員	同じ		0千円	0円
管理職手当	総務課長 35,000円 会計管理者・その他課長 ・局長・室長 25,000円	同じ		2,745千円	343,125円
休日勤務手当	1時間当たり 135/100			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	748,000円 () 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,800円 / 528,000円		
	副 市 区 町 村 長	580,000円 () 円)	677,700円 / 481,000円		
報 酬	議 長	301,000円 () 円)	400,000円 / 203,000円		
	副 議 長	248,000円 () 円)	314,000円 / 130,000円		
	議 員	226,000円 () 円)	290,000円 / 109,000円		
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 2.50月分			
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 2.50月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) 在職期間1年につき500/100 在職期間1年につき290/100	(1期の手当額) 14,960,000円 6,728,000円	(支給時期) 任期毎 任期毎	
	備 考				

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

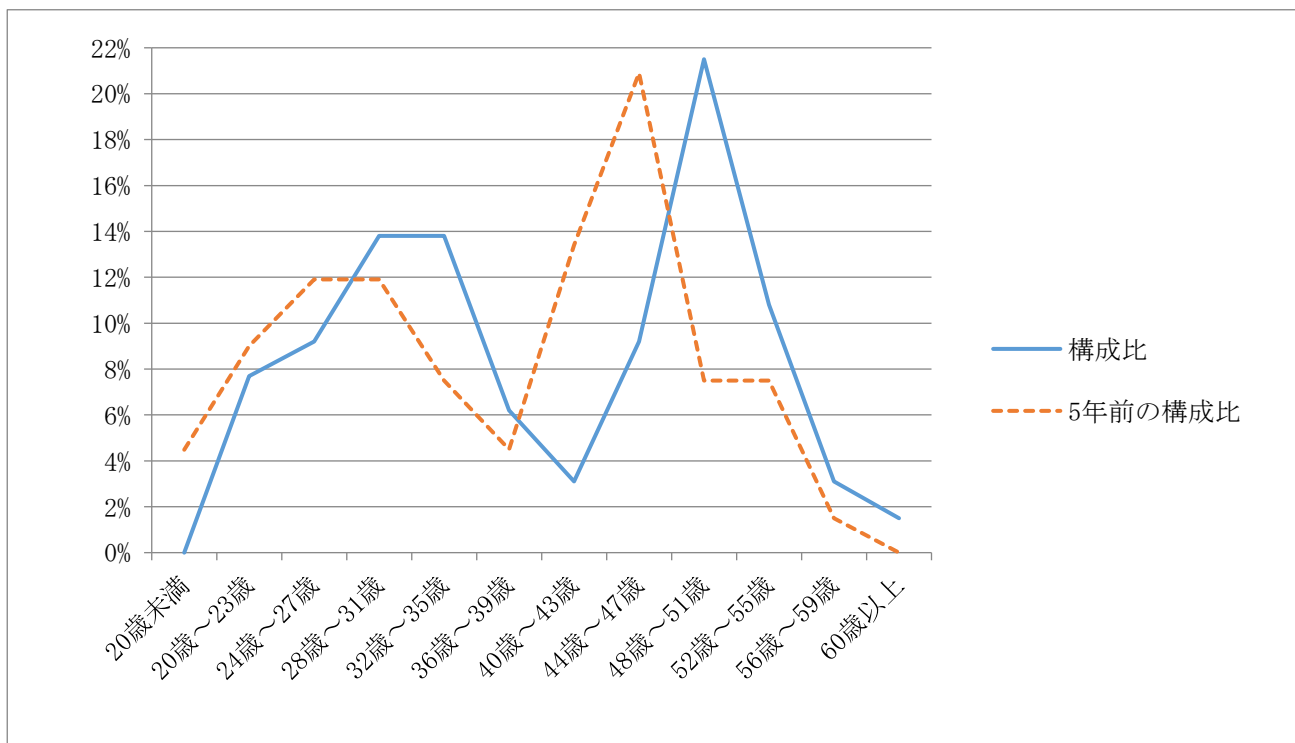
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		令和6年	令和7年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	令和6年度退職者2名 令和6年度中途採用者1名 令和6年度新規採用者0名
		総務・企画	17	17	0	
		税務	6	6	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	9	9	0	
		商工	2	2	0	
		土木	7	7	0	
民生	6	5	△1			
	衛生	5	6	1		
	計	53	53	0	<参考> 人口1万当たり職員数 133.80人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 207.64人)	
	教育部門	6	6	0		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	59	59	0	<参考> 人口1万当たり職員数 148.95人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 244.85人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	小 計	水 道	1	1	0	
		下 水 道	1	1	0	
		そ の 他	4	4	0	
合 計		65 [80]	65 [80]	0 [80]	<参考> 人口1万当たり職員数 164.10人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	5人	6人	9人	9人	4人	2人	6人	14人	5人	1人	0人	65人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別	年 度						過去5年間の増減数（率）
	令和7年	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	
一般行政	53	53	56	56	58	53	0(0.0%)
教育	6	6	6	6	6	7	△1(△14.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	59	59	62	62	64	60	△1(△1.6%)
公営企業等会計計	6	6	6	7	7	7	△1(△14.2%)
総合計	65	65	68	69	71	67	△2(△2.9%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

地方公営企業法の全部適用でないため記載なし。